

にし得たるものとす。

三 皇位繼承論

皇位繼承論は本書にいふ神皇正統の論なり。この事は既に上に引ける著者の語にて明かなるが、後醍醐天皇崩御の事を記したる後に、

昔仲尼は獲麟に筆をたつとあれば、ここにてとどまりたくはべれど、神皇正統のよこしまなるまじき理を申しのべて素意の末をあらはさまほしくてしひてしるしつけ侍る也。といへるが如くに、首尾一貫して、

天地開けし始めより今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず。

といふ事を事實上より證明し、又理論上より説明せむと企てたるもの即ち本書なりといふべきなり。要するに、本書一部の本旨、本領はここにありといふべきなり。

世には本書を以て皇統の正閏を論ずるものとし、これを以て、その本領と認むるもの少からず。この論をなす人の、その精神は諒とすべきものあり。然るに本書一部を通じて、これを見るに、皇統の正しき事と當に正しかるべき事とは到る所にこれを論説すれども、正と閏とを分つが如き相待的態度をとれる點は一も存することなし。著者の態度は皇統の正を闡明するにありて、閏と正とを甄別せよといふが如き薄弱なる言論は一毫もこれを見ず、徹頭徹尾堂々たる絶待的態度を

以て臨めるものなり。かくの如きは著者の信念の確乎不拔にして、他を顧みるが如き薄弱なる思想の存せざりしが爲なるべく、又もとより純一なるわが皇統の本質必ずかくあらざるべからざるが爲なりしなるべし。

しかも、この正統の論はその正統が事故なくて繼承せらるる時には一毫もこれを論ずる必要を感じず。この故に本書亦この正統の論をなせる所は繼體天皇、光仁天皇、光孝天皇の如く皇位繼承の上に重大事件の存したりし時に關してのみいへり。かくて本書の出現はその正統論をなすべき古今未曾有の最大危機に遭遇せしものなりといふべし。かくの如くなれば、本書は正統論に言及する毎に光輝万丈、あらゆる邪說僻見を焼き盡さずんばやまざる概あり。その言壯烈、千歳の後、人をして感奮興起せしめずんばおかざるものあり。明治維新の原動力、この一書に存すといはるることもとより當然にして、その原動力のやどるところ實にこの正統論にありといふべきなり。

さてここに考ふべきはその正統といへるは如何なる意義あるかといふことなり。これには皇位の繼承といふ事とその繼承の正しかるべき事といふ二の觀念を含めるものなり。然らば、この皇位繼承の正しと目せらるべき點は如何なるものか。

わが皇位の尊嚴なることはかの天壤無窮の神勅によりて明かなることなるが、これを演繹すれ

ば、その神勅の本旨によりてこれが無限に開展し行くべきもの、これその天壤無窮の本旨なりといふべきなり。されば、歴代の天皇はこれ天照太神の無窮の延長の其の一節にましまし、天祖の神意を體してこれを實現せらるべき方にますといふことは明かなり。ここに於いて正統といふことは血統の上にては天祖の純なる尊嚴崇高なる血脈をうけられ、精神の上には天祖の神意を受けて、これを基として國家を統治せらるべきことをさすといふこと明かなり。ここに於いて正統といふことは、これ天照太神の御本意の發露といふことなりといふべきこととなるべく、著者も亦、この事を繼體天皇、光孝天皇の條にいへり。然れども凡人たるわれらは神慮をはかり知ること能はず。凡人として皇統の正しく繼承せらるることを明かにせむには如何にすべきか。ここに著者はその神慮にかなはせらるべき條件として道德を修め政治を正しくせらるべきを強調せり。かくの如き意見の最も著しく見ゆるは武烈天皇の條なり。果して然らば、著者は支那流の有徳爲君の想を以てわが皇統繼承の第一義とせるものなるか。

今著者の論を見るに、到る處に帝徳論、道德政治論を鼓吹して、皇位の實質としては、天皇に道德ありて、よく道德政治を實現するに在りと主張するものの如し。もとより不徳の君主不道の政治にては君主も國家も存続しうべきものにあらざれど、これが唯一絶待の條件ならば、わが特異の國體の尊嚴も支那の政治思想と何等の差異なきに到らむ。著者は果してかゝる思想を主張せ

しかといふに必ずしも然らず。この事は繼體天皇の條に皇胤を根本の條件とし、その正統にてつぎ給はむときは賢さの度を以て次第し奉るべきにあらずとせるを見ても知らるべし。ここに於いてその皇統の正とは何をさすかといふ問題生ず。これにつきて著者曰はく、

唯我國のみ天地ひらけし初より今の世の今日に至るまで、日嗣をうけ給ふことよこしまならず、一種姓の中におきてもおのづから傍より傳へ給ひしすら猶正にかへる道ありてぞたもちましましける。

といへり。ここに傍より正に歸る道ありといへるは如何なる事をさすか。これはたとへば、光仁天皇の條にいへる如く、一時旁系にうつる事ありとも、所謂天定まつて人に勝つる理にていつしか正系にかへるといへる意なるが如し。而してかの景行天皇の次に日本武尊立ち給ふべきに、早世ありしかば、成務天皇傍より立ち給ひしかど、その次に日本武尊の御子仲哀天皇の立ち給ひしが如きをさせり。著者はかく旁正の系統を明かに示さむが爲に、仲哀天皇の時より以後天皇の代數と世數とを區別せり。これ一はその所謂正統ここに在るを一目瞭然たらしめむが爲の用意と思はれたり。

かくて考ふべきはその系統の正と傍とは何によりて判別せりやといふに、後一條天皇の條にいへるを見れば、正統といふは主として皇長子とその直系の方々との相續がるることにあるとす

を原則とするものの如し。この原則は實に萬世一系の皇統を永遠に持續せしむる根本原理にして、時に變ありて止むを得ざる場合の外は、この原則は嚴重に守らるべきものなり。

凡そ系統の傍と正とは、それが直系相續ぐか、兄弟相及ぼすかによりて區別するを根本義とすべきは著者をまたずして明かなり。今わが國が萬世一系の皇統を戴きたりとするはわれらの世界萬國にむかつて誇りとする所なるが、若し直系の子孫ましますに兄弟相及ぼすに及ばば、二系より三系に及び、こゝに亂の階となるべきなり。事實上、わが國史を見るに、兄弟相及ぼされたる後には必ず國威を墮せるを見る。今少しくこれを説かむ。仁徳天皇の後、履中、反正、允恭三帝兄弟を以て相及ぼされてより後、紛亂の端を開き、骨肉相殺すの悲劇を演ずること一再ならずして、皇統漸く微にして、遂に、越前の田舎より繼體天皇を迎へ奉るの一大事件を呈せり。しかも繼體天皇の後また、安閑、宣化、欽明の三帝兄弟を以て相及ぼされ、欽明天皇の後又敏達、用明、崇峻の三帝兄弟を以て相及ぼされ、内亂相つき國威漸く縮まり天智天皇の時三韓を放棄する端既になれり。天智天皇一旦、皇太弟を立てらるや、壬申の亂階こゝに生じたりといふべし。桓武天皇の後平城、嵯峨、淳和の三帝また兄弟を以て及ぼしたまひしかば、その間に藥子の亂あり、又皇太子の廢せらるるもの二人、この間に立ち漁夫の利を占むる藤原氏既に專權の端を得て、終に陽成天皇の廢立を斷行する如き勢に至れり。村上天皇の後は兄弟相及ぼさるゝこと恒例の如くな

りて、皇統の純一こゝに保たれず、藤原氏の專横その極に達せり。後三條天皇より四代一系相續がれしによりて天下暫く平かなりしが、崇徳、近衛、後白河三帝相及ぼされて、終に保元平治の大變を起して皇威ますます衰へ、土御門、順徳二帝又兄弟を以て相つがれしが爲に朝廷に二黨を生じ、承久の一擧かへりて皇威を失墜せしめ、後嵯峨天皇の後又後深草、龜山の二帝兄弟相及ぼされて、こゝに南北朝の大亂を誘ふ因となれり。これを以て見れば、正統を論ずるものは第一に先づ直系繼承を根本義とすべく、その他のものは第二義とすべきなり。然るに著者はこの根本義を嚴密に認めたりやといふに、余は未だこれを知らざるなり。著者の説く所を見るに、かへりてこの兄弟相及ぼされたるを以て謙讓の美德を發揮せられたりとするものの如し。たとへば、嵯峨天皇の淳和天皇に讓位ありし際の事を敘して「末代までの美談にや」と讚美せるにてその一端を知るべし。もとより謙讓は相争ふに比すれば、倫を絶する美德なれど、皇位の繼承は國家の絶大公事にして、區々たる私徳を以て律すべきものにあらず。はた又皇位の繼承は天皇の祖宗に對せらるる第一の本務にして私的の權利にあらず。然るに著者はこの根本義にふれず、區々たる私徳を以て、この一系相承の道を亂らむとする階梯を讚美するは何ぞや。余はこの點に於いて著者の正統論は第一義に於いて正鶴を失へるものなりと認め、深く惜むべきものなりと思ふ。

正統記の名を標榜せるこの書が、正統の第一義に於いて當を失せりと認むること上の如し。こ

の點に於いて吾人は葛野王の「神代以來子孫相承襲_二天位_一。若兄弟相及則亂從_二此興_一」といへるに及ばざること遠きを遺憾とするなり。されど、これ或はこの論をなす余輩の偏見にして著者の謹を受くべきものならむも知られず。ここに方向を轉じて、その正統を繼がれたることを如何にして表明するかの問題にうつらむ。

四 神器論

わが皇位の尊嚴なるは、神代以來天祖の神勅のまにまに一系相承けて、かつてあやまらざるにあり。而してその尊嚴にして一系相承けてかはらざる事實を表明するものは實に三種の神器にあり。道理を以て皇位を繼承せられたる天皇は必ず、その皇位繼承の實を證する爲に道理を以てこの神器を受けらるる事これわが國家創生以來かつてかはらざる事實なり。神國の實を目前に標示するものは實に神器にあり。この故に、著者は、

天地も昔にかはらず、日月も光をあらためず、況や三種の神器世に現在し給へり。きはまりあるべからざるは我國を傳ふる寶祚也。

といへるをはじめとして、到る所に於いて神器に就いて説く所頗る詳かにして、神器についての重大なる事項は必ず記して世人をして惑なからしめむとせり。これ蓋し、深く慮る所ありての事なるべし。

今著者がこの神器に關して説く所を觀察するに、まさしくその史實の記述と著者の神器觀との二方面ありと考へらる。

神器は皇位繼承の標識として傳へられしものなれば、この神器の由來を明かにせば、自然に皇位繼承の事實と皇位の尊嚴と同時に正統觀の誤らざるものとを得べきは見やすき理なり。この故に著者は論より證據の態度を以てこの史實を明確に傳へむと企てたるものゝ如し。

即ちその三種につきて各その起原と由來とを明かにし、これが、皇位の標識として授受せられしこと、崇神天皇の御世に鏡劍を模造せられしことよりして、その一方は伊勢神宮、熱田の神と開展し行く次第、又その神器の神代以來今に儼然と傳はれる所を敘し、一方は宮中なる内侍所及び劔璽の史上の事實を敘して毫末もそれらを曲筆して人を誤るが如き事なきは、眞に偉大なる見識といふべし。たとへば、天曆の時内裏炎上ありて神鏡災にかゝらせられし事を敘してこの時神鏡が南殿の櫻にかゝらせ給ひたるを小野宮右大臣が歎き申しければ、その袖にとび移らせ給ひたりといふ俗説の以前より行はれたりしを僻事なりと否定するが如きは既にいへる如く、公平なる態度といふべし。かくして敘し來りて、著者の當時この神器が後醍醐天皇より後村上天皇に正しく傳へられて芳野の宮に存すといふことを明かにし、よつて以て芳野の朝廷が正統たることを斷ぜり。本書の最後の到達點正しくこゝに存す。

神器の重きこと、又重んずべきことはもとより著者をまちてはじめて知らるべき事にはあらねど、著者がこの神器につきて本書に説く所は詳細にわたれり。これもとより然るべきことにして、この神器なくんば、何によりて皇位の純正を明かにし得べけむや。而して著者が神器の正しく授けられたるか否かを見てその皇位を正しく繼承せられたるか否かを判別すべきことを明かにせるは、かの天壤無窮の神勅を受けられたる瓊々杵尊の條に論ずる所に明かなり。

吾勝尊くだり給ふべかりし時天照太神三種の神器を傳へ給ふ。のちに又瓊々杵尊にも授けま

しまししに饒速日尊はこれをえ給はず。しかれば日嗣の神にはましまさぬなるべし。これ、瓊々杵尊と饒速日尊とのいづれが正統にましますかを三種の神器を傳へられたるか否かによりて判別したるものにして、皇統のはじめに於いてこの論をなすもの、眞意まことに明かなりといふべし。

抑も著者のこの論はその源、舊事本紀に饒速日尊を以て瓊々杵尊の兄たりとするに基づくものにして、舊事本紀を信じたる點に於いて著しき弱點あるなり。然るに、著者かく饒速日尊を以て皇兄なりと信じつゝもなほ三種の神器を傳へられぬを以て天日嗣にあらずと斷ぜる、その確乎たる識見は實に偉大なりといふべく、この精神即ちこの著一卷の精神といひて決して過言にあらざるべく、神皇正統の實はこの神器の授受によりて、はじめて明かに示されたるものなり。されば

著者が、この神器に関する事實の記述に力をこむることもとより然るべきことなり。

要するに、神器の授受を正しくすること、これ神皇正統の根本義たるを儼然たる態度を以て宣言せるもの即ち本書なりとす。

著者は上の如く神器の由來と尊嚴とを明かにして世の蒙を啓かむとせるが、他面に於いてこの神器によりて示されたる思想をあげ示せり、これを著者の神器觀とす。

この三種の神器は皇位の絶待標識なると同時に、これは天皇の徳と道とを示されたるものなりとすることこの著者の意見なり。即ち著者はこの三種の神器を以て儒教の所謂知仁勇の三徳に該當するものを表象せられたりとしてこれを説くこと詳かにして、事に觸れてこれを述べざるなし。而して同時にこれを以て道徳政治を行ふべき規準を示されたるものとせり。著者のこの論に似たるもの、むしろこの種の見解の萌芽ともいふべきものは日本紀に既に見えたるものにして、これは決して著者の附會にあらざるべしといへども、これをかくの如く明かにせるは著者を以て著しとす。僧師鍊の著したる元亨釋書中三種神器を論ずることありて、これが神聖を説くこと力めたりといへども未だ著者の如き論に觸れず。この點に於いて又著者は破天荒の地位に立てりといふべし。

顧みれば、この神器觀は一面著者の神道論に基づくものなるべきは疑ふべからず。而してその

神道論は國體論と表裏の關係にあり、又この神器觀は神道論に基づき、その神器の神聖なるは國體の第一義たる皇位繼承の上に絶待的關係あるものなれば、ここにこれらの意見はすべて渾然として一となるべきものなり。

かくしてこの神器觀として述ぶる所は帝德論となり、皇道論となり、更にこれを敷衍すれば、一般の道德論となり、臣道論となり、又一般の政治論ともなる。こゝに於いて著者の意見は一面に於いて國民道德論の源をなすに至れり。

五 道 德 論

抑も著者の道德觀政治觀その要をとへば、すべて三種の神器によりてこれを表明せられたるものと見るを見る。著者は先づ神器の道德的意義を説きて曰はく、

鏡は一物をたくはへず、私の心なくして萬象をてらすに是非善惡のすがたあらはれずと云ふことなし。其すがたにしたがひて感應するを徳とす。これ正直の本源也。玉は柔和善順を徳とす。慈悲の本源也。劔は剛利決斷を徳とす。智慧の本源なり。此の三徳を翕せ受けずしては天下のをさまらん事まことにかたかるべし。

これは一面は著者の抱ける徳治主義の一端を説けるものと見らるれど、主とする所は著者の神器觀即ち道德觀を表明せりとも見らる。かくてこの三徳中いづれが最も重きかといふに、著者は、

中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ。鏡は明をかたちとせり。心性あきらかなれば、慈悲決斷は其中にあり。

といへり。これ鏡の徳たる明即ち正直を其の中心とすることを明言せるなり。この事は著者が、本書に反復して説ける所なり。然らば、その正直とは如何なる事をいふか。著者は曰はく、

但、其の末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる過あり。其源と云ふは、心に一物をたくはへざるを云ふ。しかも虚無の内に留るべからず。天地あり、君臣あり、善惡の報影響の如し。己が欲をすて、人を利するを先として境々に對する事鏡の物を照すが如く明々として迷はざらんをまことの正道と云ふべきにや。

と。誠を説きて、かくの如く、切實周到なるもの蓋し稀なり。まことに至言といひつべし。かくて、正直の徳を養ふ道を説き、その修養のはじめとして言語を慎むべきことを論ぜるは誠に肯綮にあたりといふべし。

凡そ、著者のこれらの論、儒佛に於ける道德説の精要を摘みて以て道德の根柢、修徳の心得として、言は簡なりといへども、よく要を得て、今日といへども、これ以上の理なく、又これを用ゐて盡くることなきなり。ことに、人臣たる者の道を説けること亦至れり。その後嵯峨天皇、後醍醐天皇等の條に於いて、これを説くこと反覆丁寧にして一々之をあぐるに違なし。さてもかく

人臣の心得を説けるがうちにも著者の一門たる源氏の論に於いても又適切なる言を見る。かく著者自らがその一族をさとす爲にいへる言を見ても、著者が如何に敬虔忠誠の人たりしかを知るに足るべし。かかる敬虔忠誠なる人にしてはじめて言々句々人の肺腑に入ることをするなり。ことにその臣道の根本精神を論ずるに當りては眞に天地の神明の託宣をきくが如き概あり。曰はく、

凡そ王土にはらまれて忠をいたし、命をすつるは人臣の道なり。必ず、これを身の高名と思ふべきにあらず。

その言簡なれども精。道德の本性たる、道なるが故に行ふといふ眞理を一言にして喝破せるものにして、光焰萬丈千古を照すといふべし。これを以ても著者が優越せる道德觀を有せしを見るべし。

更に又世の善惡を判断すべき原理を道德に求むべしとせることは著者が、所謂末世といふもの意義を説けるにても知らる。曰はく

世の中のおとろふると申すは日月の光のかはるにもあらず、草木の色のあらたまるにもあらず。人の心のあしくなり行くを末世とはいへるにや。

といへり。然り、而して、世の治亂は畢竟この徳教の行はるるか否かによるといふことを著者は

信ぜり。故にかの保元の亂に朝廷よりして義朝に命じて爲義を斬らせられしことを論じて、後

保元平治より以來、天下みだれて武用さかりに、王位かく成りぬ。いまだ太平の世にかへらざるは名行のやぶれせめしによれることとぞみえたる。

といへるはこれ亦至言にして、治亂の機、一に徳教にかかりて存することを知れるものにあらずばいひ得ざる所なり。

以上の如くなれば、著者はその當時の世相に對してはその道德の教の地におちたることをいたく憤りもし、又憂へもしたることは明かなるが、然らば著者はこれを悲觀せしかといふに、決して然らず。

代くだれりとして自ら賤むべからず。天地の始は今日を始とする理あり。加之、君も臣も神をさること遠からず、常に冥の知見をかへりみ、神の本誓をさとりて正に居せんことを心ざし、邪なからんことを思ひ給ふべし。

と。これ豈に悲觀論者の言ならんや。又、後村上天皇の御世を申すとて、

今の御門また、天照太神よりこのかたの正統をうけまし／＼ぬれば、この御光にあらそひたてまつる者やあるべき。中々かくてしづまるべき時の運とぞおほえ侍る。

著者のこの信念は短日月の間に容易に實現することを得ざりしが如くなれど、數百年を経て、今

日の聖世を導き出したる、その原動力は著者のこの思想の力なれば、決して著者の勞は效なくして終れりといふべからざるなり。

六 帝王の修養

以上の外、著者は到る所に帝王の學と道とを説き、又政治の要道を論ぜり。而してそれらのうちに於いて帝王の學と道とを説くことは特に丁寧なりと思はる。惟ふに帝王學といふもの若しあらば、本書はまことにその帝王學の教科書といひても可なるものならむ。

先づ、その國體と皇位繼承との重大なる所以と事實とを知ること、もとより帝王に絶待的に必要の事件なり。本書はこれを明かにするを目的とせること既に説ける所の如し。本書は更に進みて帝王たるものの徳を修むべきことを力説せり。この事はかの三種神器の條にも力説せるが、更に八幡大神の條の八正道の説明に於いて之を委しくせり。かくて曰はく、

此三種に就きたる神敕は正しく國をたもちますべき道なるべし。

かくの如くにして祖宗の御精神を體してこの國に君臨せらるべきものなりとするが、著者の本旨なりと觀察せらる。著者曰はく、

我國は神國なれば天照太神の御計にまかせられたるにや。されど、其中に御あやまりあれば、曆數も久しからず、又つひには正路にかへれど、一旦もしづませ給ふためしもあり。これはみ

なみづからなさせ給ふ御とがなり。

といへり。かくの如く、帝王たる實をあげられむにはその徳を十分に供へられむことを必要とせり。この故に

聖徳は必百代にまつらるとこそみえたれど、不徳の子孫あらば、其宗を滅すべき先蹤甚おほし。

といひ、

かかれば、先祖大なる徳ありとも不徳の子孫、宗廟のまつりをたたん事うたがひなし。

といひて、反省を王者に求むること切實なり。

著者のこの著、又君徳の修養に資せむとする願切なればにや、帝王の統の更迭する場合には必ず修徳の論をなさざることなし。そのうち最も著しきは光孝天皇の條なりとす。或は君徳の修養に缺けたる點ある場合は忌憚なく批難せり。而して宇多後宇多の二代の御事を委しく説けるは君徳修養の模範にましますが故なり。

かくの如くにして著者は帝王の學の第一として修養を勸むること丁寧らざるなし。然らば、この修むべき徳は如何なるものかといふに、汎く人としての徳すべてこれ帝王も修むべきものにして、その一般性につきていはゞ、特に帝王の徳といひて狭くすべきにあらねど、帝王の帝王た

る所以はその廣大覆はざるなき絶大なる地位にあれば、この徳の大、その道の大は臣民などの局部に偏せるものと同日にして論ずべきにあらず。これ著者が、その帝王の徳の修養にことに力を注げる所以なるべし。然らば帝王の徳の修養は如何。

この事も亦一般の修養と同一にして特に帝王の修養としてあぐべき點なきが如しといへども、しかも帝王がその地位よりして往々陥り易き點あるに付きて著者は頗る力を致してこれを説けり。それは何ぞといふに、往々にして臣下の爲にその明を蔽はるるが如き弊あることなり。この點につきては著者は頗る苦心せる所ありと見らる。應神天皇、醍醐天皇が讒を信じたまひし事をあげて、御誠とせることの如き、その著しきものなり。然して、その具體的の御訓としては主として寛平の御誠をあげたり。これ亦もとより當然の事として用意周到然すべき所なしといふべし。帝徳論に次いで帝王の學問の必要を論ずること頗る丁寧なり。これも亦寛平の遺誠を基として論ぜるが、後宇多天皇の條に於いて、最も詳かにこれを痛論せり。ことに、

唐に仇士良とて近習の宦者にて内權をとる極めたる奸人也。其黨類にをしへけるは人主に書をみせたてまつるな。はかなきあそびたはぶれをして御心をみだるべし。書を読みて此道を知りたまはば、我ともがらはうせぬべしと云ひける、今もありぬべきことにや。といへる、その言痛烈、奸佞の徒をして膽を寒からしむるものあり。ことに末の一言は千古にわ

たりて人主たるものの顧るべき要點たり。而して又帝王輔佐の大臣の恒に紳に書して忘るべからざる金言にして、現代に於いても痛烈にこの言の必要なるを見る。

かくの如くにして著者は帝王の學問の必要を到る處に力説せるが、その學問が一に偏するを不可として諸道を弘く知らるべきを論ぜり。この事は嵯峨天皇の條に説く所最も著しとす。その中に曰はく、

且は佛教にかぎらず儒道の二教乃至もろくの道いやしき藝までもおこしもちるるを聖代と云ふべき也。

この事は單に帝王の學たりといふに止まらず、王道としてかくあるべきを、その本源たる神道の精神よりしても著者は信ぜるなり。かくて儒佛二教を以て皇道の羽翼とすべきことを主張し、帝王の學もまたこの態度に出づべきを精神とせり。かくてその學問は儒教のみならず、佛教にもわたるべく、佛教にても諸宗を洽く知りたまはずは帝王の道にたがふとして、これを説くこと一斑ながら諸宗にわたれり。從來の學者、著者のこの用意を顧みずして著者が佛道に偏せりとなす。余惟ふに、これ決して偏せるものにあらず。當時人心のつながる所主としてこの佛教各宗にあれば、それらの宗教の如何を知らずしてわが國を治めむこと難かりしならむ。著者の見る所は單に信仰よりのみいふにあらずして、平々蕩々たる帝王の一視同仁の精神よりして洽く諸宗にわたり、

諸道に通じてましますべきを主張とせるが爲なり。

著者は上の如き精神を以て音楽よりはじめ諸藝諸能につきても決して疎にせらるべからざるを論ぜり。かくの如き見地より見れば、著者が、支那の歴代を概説すること、又儒教佛敎道教の祖とその敎の主旨を説くこととの如きは神皇正統の本旨より見れば、殆ど無用の言の如く見ゆることなれども、實は帝王の學として必要の事たることを知るべきなり。著者のこの精神を酌まざるものには、又上述の支那歴代の興亡の如きは無用の言を弄するが如くに見ゆべきなり。

かくの如く支那歴代の興亡につきて注意を怠らざる著者が、わが國の政治上の治亂興敗に注意を怠らずしてその要をあげてこれを論ずることあるはもとより當然の事といふべし。これ一面より見れば、政治史、文明史の如く見ゆる點にして、本書が歴史なりと論ぜられたる點ここにあるべし、これはもとより史論をなさむが本旨にあらずして、この治亂興敗の跡を論じて以て君徳輔導の一端に供せむとせしものと見らる。この故にその論は單なる放言にあらずして、この治亂興敗の跡を顧みて以て政治を行はるべきを到る處に切言せるなり。

この治亂興敗の迹を論ずるは上述の如く帝王學の一端として述べたりと考ふべきものなれど、その言を見るに、同時に執政輔佐の任に當るものの鑑戒とせよと論ずるところ少からず。これこの書が、帝王のみならず、執政輔佐の任に當るべき人にも參考になれかしと冀ひて編せるが故なるべし。而してその治亂興敗の迹を論じてこれを判ずるには一定の標準なかるべからず。ここにこれが標準としたる著者の政道論を一瞥せむとす。

七 政道論

先づ著者が政道の指針をいづれに求めたるかといふに、既にも述べたる如く、これを三種の神器によりて示されたりとするなり。そはかの正直慈悲智慧の三徳を敍したる後に、

此の三徳を翁せ受けずしては天下のをさまらん事まことにかたかるべし。

といひ、又

およそ、政道と云ふことは所々にしるしはべれど、正直慈悲を本として決斷の力あるべき也。といへるにて明かなり。この言簡なれど、政道の要をつくせり。正直は誠なり。誠ならざれば、すべての行動一切虚偽なり。虚偽にして天下の治まるべき筈なし。されど、誠は一切の道の根柢にして特に政治の道にかぎるべからず。政治の道としてはその決斷にあることいふまでもなし。決斷なくして何の政治あらんや。著者の言簡にして要を得たりといふはこの故なり。

さてその決斷といへるは政道の要諦をさせるものにして著者は「其人をえらびて官に任ず」「國郡をわたくしにせず、わかつかならず其の理のままにす」「功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す」といふ三要項をあげて、一國の治亂興亡は一にこの三者の正しく行はるるか否か

にかゝり存すとして、その詳細にわたりて論ずる所まことに治國の要諦をつくし、ことにかの建武中興の成敗に論及せる所爲政者の服膺して常に鑑むべき所たるやいふまでもなし。しかも認擧と尸祿とを戒むること痛切に、功を賞すると官に任ずるとを峻別すべきことを論じて濫賞を戒めたるが如き、現代に於いてもまさに服膺せらるべき金石の言たりとす。

以上敘する所は主として政治の形式なり。ここに其政治の實質につきて著者の論ずる所を見む。この政治の實質は即ち三種の神器の徳の一として示されたる慈悲の政にあり、仁政にあり。この故に曰はく、

かくのごとくさまざまなる道もあちて民のうれへをやすめ、おのおののあらそひなからしめん事を本とすべし。民の賦斂をあつくしてみづからの心をほしきまゝにする事は亂世亂國のもとの也。我國は王種のかはることはなけれども、政みだれぬれば、曆數ひさしからず、繼體もたがふためし所々にしるし侍りぬ。

といひ、

神は人をやすくするを本誓とす。天下の萬民は皆神物なり。君は尊くましまして、一人をたのしめしめ萬民をくるしむる事は天もゆるさず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否にしたがひて御運の通塞あるべしとぞおぼえ侍る。

といへり。

かくの如き見地に立てる著者の興亡史論は、そのかゝる所の一半はこの仁政如何によりて歸趨する所を示すものなり。この故に武家の政治につきても、著者は一概に否認すること能はざるなり。かの建武中興の成敗を論ずる條その他に於いても、その王政復古に該當すべき實績なかるべからざるを主張せり。即ち民政に於いて眞に民心の悦服する所なくば、決して眞の王政復古は得られずとする意を反復説明せり。

かくの如き見地に立ちては勢やむを得ず、頼朝泰時が民政上の功を認めざるを得ざりしならむ。古來著者の頼朝泰時論は、識者の論議する所にして、かの伴蒿蹊の如き人をして「あやしむに足れり」と評せしむるにまで至れるなり。神皇正統の記にして、又上下の分を正しくせむを本旨とする本書にして、上の如く、不臣の頼朝、泰時等を謳歌する如く思はしむる言議あるは、恐らくは著者の本旨にあらざるべし。然れど、時世の變、若し、これらの人々なくば、「日本國の人民いかにかなりなまし」と思ふ時に、自然にこの論に出でざるを得ざりしなるべし。而して、これ實に王者たるもの、又、その輔佐の重臣に、仁政を施すにあらざれば、決して君主たるの實を完くするものにあらざるを教導せむが爲の苦衷より出でたる微言に外ならじ。この苦衷の微言を察せず、表面の語のみにて著者を論ずるが如きは未だ著者の本旨をさとらぬものにあらざるか。この見地

よりして余は大町桂月の見を以て群を絶せりとす。曰はく、
 この一節仁政を力説す。頼朝泰時は虚にして、仁政は實也。親房の頼朝泰時を褒むるは即ち
 仁政を褒むる也。千古の公論也。
 と。

抑も天皇親政の政治の上に著しき變態を生じたるは藤原氏の攝政を以てはじめとす。著者はこ
 れを如何に觀じたるか。著者は清和の御時藤原良房が人臣にして攝政たることの始を敍したるの
 みにて何等の批評を下さず。藤原氏が國政をとるは神代以來の宿命なりとするものの如し。され
 ど、かくの如きはもとより藤原氏一家の言にして、萬世の公論にあらず。著者が、これを議せざ
 るものは、時世上已むを得ざりし事なるべけれど、もとより公正といふべからざるなり。

かくてこの攝關政治の弊に堪へずしてこれを打開せむとせられしが後三條天皇なり。天皇はよ
 く藤原氏の專横を抑へ給ひしかど、不幸にして世を早くしまして、親政の基をかたくし給ふ
 違あらざりき。白河天皇その後をうけて親政の實をあげられしかど、讓位の後院中にて政を知り
 給ふこと四十餘年。ここに前代未聞の院政といふ變態を起されたり。

院政についての著者の評論は言長からざれど肯綮にあたり。抑も攝關の政治は如何にも大權
 を干せる如くなれど、それは内部にての事にして、その行ふ所は一々悉く勅命及び、勅命により

て委任せられたる太政官の公式によりて執行せるものなれば、法規上一點の批議すべきものなし。
 これ著者がこれを容認するを得し所にして、この點より見れば、われらも亦同じく然りといふに
 躊躇せず。即ちその頃は藤原氏專横の實ありといへども、勅命を経るにあらざれば、一毫も自由
 にこれを行はざりしなり。即ち藤原氏は專横なりといへども一天の君の主權を法規上千犯するこ
 となかりしなり。

凡そ國家の主權が最高唯一絶待のものなる以上、在位の天皇の上においてこれを左右するもの
 の存すべき理なし。この故に、天皇讓位の後は、當代の天皇は血統上卑屬にましますといへども
 唯一絶待の天位にまします以上、法理上、上皇、法皇は臣下の地位にありといふべき關係にあり。
 この故に宇多法皇の如きは當代の君に上表して臣某と稱せらるるに至れり。かくの如きは臣民た
 るものより彼是の論議を加へ奉るべきものにあらざるべしといへども、法理の上より論ずればま
 さしく然るべきなり。随つて遜位の上皇が政治に喙を容れらるるが如きことは存すべからざるも
 のとせり。若しそれ所在の天皇の上に加ふるもののある時は天皇の神聖はここに害せられ、主權
 の唯一絶待の地位は保たれざるが爲にして天皇を至上とすることは千古不磨の公規たり。然るに、
 この院政は天皇の上に院といふ實權者ありてこれを左右し、勅宣、太政官符の上に院宣、院廳の
 下文といふものありてその勢力これを左右する所あり。ここに天皇以上の實權者あらはれたるこ

ことなる。これもとより攝關の專横を抑へて、皇室に政權を回收せられむが爲の擧なることは明かなりといへども、天皇の法理上の大權が害せられたること、これより甚しきはなし。これ著者が白河天皇の條にこれを痛論し、終に

世の末になれる姿なるべきにや。

と浩嘆せる所以なり。

かくて、この弊政はついで起れる武家政治と内外相應して天皇親政の本義を破壊すること多年。終に皇位に即かざる親王が院號を受けて院政を行はるに至れり。(後堀河院の朝) 衰世の極といふべきなり。かくの如きことはこの後高倉院一代に限りたれども、しかも院政の弊は後醍醐天皇の御時に及べり。

かくの如き變態政治の行はれたるはこれもとより著者の主張する如く、人心の悪しくなれる結果に外ならず。論ずるまでもなく、この白河院の時よりわが國家は有形無形に變態を起したりしなり。これが爲に一轉して保元平治の亂となり、ここに平氏專權のはじめをなし、平氏の專權が因となりて反動的に源氏の勃興を促し、ここに武家政治といふ一大變態を生じ、公家の院政と内外相應して、わが國家をば未曾有の變態政治に導きたるなり。この變態政治はもとより天皇親政の根本義に牴觸すること甚しきものあるなり。

武家政治はわが國體よりして見れば、決して容認すべからざる變態なり。この故に著者はその創始者たる頼朝に對しては「自ら權を恣にす」と批難し、又その創始に關しても之を批難せるが、しかも勢の已むを得ざる所ありとしてこれを認めざるを得ざることをいへり。要するに武家政治は名教の廢れに因するものとして著者の根本主義よりいへば、もとよりこれを否認するものなりといへども、その民政は當時の公家政治よりも遙かにまされりとするものなり。この故に實際上、これにとりてかはるべきものの存在せぬ以上、王政復古の實はあがらざるべしと信じたりと思はる。

著者の抱懷せし政治の理想如何なりしかを忖度するに著者は上の如く院政を否認して天皇の親政を本義とせり。而して天皇の親政は當然攝關政治を否認せざるべからず。著者はこれを公言せざれど、著者が推戴せし後醍醐天皇は事實上攝關の政治を否認したまへり。かくして更に文武を一にすることこれ實にその政治の要諦にありしならむ。建武の中興はこの理想を實現せむが爲の一大運動にして、實に五六百年間の積弊を一掃して以て天皇親政の古にかへされたるものなり。然れども、當時武家の勢力牢として抜くべからず。且つは又天皇親政に相當する實質を具へずして失敗せり。この事實に直面せる著者の胸裡果して如何なるものありしか。かくてこれを建武の中興に實現することを得ずして空しくこれを言に寓して、後代の知己を待てる苦衷を思へば、感

慨無量なるものあり。然れども、著者のこの苦衷は六百歳の後にしてはじめて報いられたり。然らば、著者のこの書を著ししもの決して徒勞に終らざりきといふべきなり。

八 思想

著者の國體觀、道德觀、政治觀は略これを述べたり。而してそれらの源泉たるべき著者の思想を考ふるに、その内容甚だしく多様にして包容力の大きなことは、蓋し比類稀なるものなるべし。著者の思想は既に述べたる如く、神道佛教儒教道教諸般の學藝一切を攝取してすてざらむとする態度に出でたるものなれば、その内容の多様なると共に雜駁の弊を生じ易きなり。而もその思想を見るに、多少不純の嫌なきにあらざるは時世の罪としてこれを看過すべきものなるべし。而してその内容をなす主たるものは神道と佛教と儒教との三者たりとす。かくてこの三者の關係を見るに、著者は能くその主客の別を心得てありきと思はる。

佛教と著者との關係は甚だ深く、著者は壯年にして既に佛門に歸し、爾來世を終ふるまでこれを棄てざりき。而して佛教につきての造詣の深きことは本書を一閱しても知らるべし。この故に論者往々著者を目して佛に倣せりとするものあり。然れども、余輩を以て見れば、著者が佛に倣せりとする處は一も發見せざるのみならず、かへりて反對の現象の存するを見る。この事は慈鎮和尚の愚管抄と比較する時に最もよく了解しうべし。

本書と愚管抄との關係につきては世に往々本書を以て愚管抄の亞流若くは後繼者の如くに説く者あり。然れども愚管抄の本旨と本書の本旨とは本質的に相容れぬものあれば、この説は決して當らざるものなり。愚管抄と本書との思想上の著しく別なる點をいはば、愚管抄は王法佛法相互に助くるものとせるが、寧ろ佛法を重くし、王法を第二におきて論ずる所少からず。本書が佛法を輕視せざるは勿論なれど、皇道が主となりて佛法を攝取すといふ態度に出でたり。この故に佛法によりてわが神皇の道を曲解せむとしたる態度を見ず。次に愚管抄は佛者の末法思想を以て當代に臨み、著しく悲觀的退嬰的なり。本書にはかくの如き思想なきのみならず、

代下れりとして自ら賤むべからず。天地の初は今日を初とする理あり。

といへるが如きは佛者の所謂末世末法の思想支那の澆季説とは氷炭相容れざるものなり。又

又百王ましますべしと申める、十々の百には非るべし。窮なきを百とも云へり。百官百姓など云ふにてしるべき也。

といへる所は愚管抄の退嬰的悲觀的限定的の百王の解釋とは對角線的に反對せりといふべきなり。その他枝葉の點につきて論ずべき所少からねど今略せり。

次に儒教との關係如何。著者が儒教の影響を受けたることは著しきものあり。ことに宋學の影響を受けたることはその神道説の上にも見えたるが、春秋の本旨を體して大義名分を正しうし、

内を尊び、外を卑むこと、王道を尊び、霸道を斥くるが如きは朱熹の學風によれる點もなしとせず。しかも宋學よりは其の長を採れるものにして、その學風の陥り易き繁文縟禮の弊を受けざりしは多とすべきなり。抑も儒學をなすものの最も陥り易き弊はその學を貴ぶあまりに支那を尊び、わが國を輕んずることなり。今著者はかゝる弊なく、よく内外の輕重を知れり。たとへば、孝靈天皇の條に、

異國には此國を東夷とす。此國よりは又彼國をも西蕃と云へるがごとし。といへる如き一言にして、よく内外の別を明かにせりといふべし。

以上説く所の如く著者のわが國體を失墜せざらむ用意到る處に瞥見するをうべし。然りとて著者は自國を故らに誇大する精神は決して有せざりしなり。たとへば、扶桑の名につきて論ぜる所の如き、その公平なる態度を見るべきなり。

この國名につきてなほ一言すべきことあり。本書のはじめにわが國の名につきて縷々述ぶる所ありてその言頗る委し。これ何の爲ぞといふに、儒教の所謂正名の精神より出でたるものにして、名の義を正しくすることは、一面、古の精神を正しく傳ふることなればなり。

この正名につきては吾人はなほ一二論すべき點あるを思ふ。本書を繙くものはわが國の主權者の名目として神代よりは「神」を以て標とし、神武天皇以降は「天皇」を以て標とせるが、その

間に「神功皇后」を一代として加へたることは不徹底なり。されど、天皇として即位せられたるにあらねば、これを「皇后」として標出せることは當を得たりといふべし。かくて、村上天皇までは皆「天皇」を以て稱し奉るに、次代よりは冷泉院、圓融院の如く院を以て稱し奉り、天皇を以て稱し奉れるものは安徳、後醍醐の二帝に限れり。これ著者の私意にあらずして、その頃よりの稱謂かくの如くありしなり。この故に著者は冷泉院の條に於いてこれを痛論せり。その論また正當の言にして徳教の廢せむとするや先づ名の正しからざるよりはじまる。而して又徳教を興さむとするや先づ名を正しくするよりはじめざるべからざるなり。安徳天皇は御生前、院に在りまされ、又某院と稱すべしとの御遺詔もまされず。これによりて謚號に基づきて、安徳天皇と申し奉りしことは著者の記したる事にて明かなり。後醍醐天皇に至りては、かく天皇と稱し奉るべきことはこれ御遺詔に基づくものなること著者の告ぐることに明かなり。ここにまた五六百年間の名分の紊れを矯正せられしことを見て、吾人は欣喜の情に堪へざるなり。この天皇にしてはじめて、王政復古の眞義を名に於いて正したまひたりといふべく、この臣にしてよくこの正名を千古に傳へたりといふべし。本書を讀まむ人この重大事を輕視することなかれ。

著者の正名の態度は、臣下の名を記す上に於いて嚴肅なり。今、後醍醐天皇の條について例をあげむか、四位五位の人につきては某朝臣といひ（義家朝臣、平義時朝臣等）三位以上の人につ

きては某卿（頼朝卿、源顯家卿）といふ。これ皆朝廷の公式に基づくものなり。かの己が子を源顯家卿といふが如きは、名分を心得ざるものには或は異様の感を與へむか。されど、これは朝廷の公事にして家庭の私事にあらず。官職の尊重すべき事を知らば、この公と私との差別によることを正しく認識すべきなり。されば、足利高氏の名をば決して尊氏と書かざりしことは、これ亦かれが謀反せし以上、後醍醐天皇より賜はりし「尊」の字は當然召しかへされたるによるものなり。その記述に名分を正したりしことこれらの例にて知るべきなり。而してこれまた一面、春秋の名分を正す精神に基づく所ありといひて可なり。

要するに著者が儒教より受けたる所も概してその長を採りて短を棄てたりといふべきが、ただ一事、皇位を兄弟相譲らるるを美德とするが如きは支那思想に累せられたる點として贊すべきものにあらざること既にいふ所の如し。

著者の論ずる所は概していはば、包括的積極的にして、それが爲に多少不純の嫌はあれど、排他的消極的の弊なく、日本思想の正系を得たるものと評しつべきなり。ことに如何に苦境に陥るとも悲觀を抱かず、自暴自棄に陥らず、あくまでも罪惡と戦ひて、正義の勝利を前途に認むるもの、これ眞に日本思想の正系なり。著者は、その正義の一時行はれざるさまに見ゆることにつきて説いて曰はく、

人は昔をわするゝものなれど、天は道をうしなはざるべし。さらばなど、天は正理のまゝにはおこなはれぬと云ふことうたがはしけれど、人の善惡はみづからの果報也。世のやすからざるは時の災難也。天道も神明もいかにともせぬことなれど、邪なるものは久しからずしてほろび、亂たる世も正にかへるは古今の理也。

と。これまさしく正義が終局に勝利を占むべきを確信せるものにして、やがて、王政の復古を導く原動力となれるものなり。

九 結 論

本書の記事は、これを歴史として見れば、必ずしも正確といふべからずして、それらのうちに誤謬あり、又俗傳をとれりと評すべき點なしとせず。然れども、本書は元來史實を詳かに述ぶるを目的とせるものにあざれば、これを以て本書を評するが如きは、未だ本書を知らざるものなりといふべし。

按ずるに著者がこの著をなしゝは常陸國小田城に在りて、死生の衢に馳驅せし時にして、同時に芳野朝廷より後醍醐天皇晏駕の悲報の到りし時に在り。これを草しつゝ在りし當時の著者の胸中果して如何ぞや。内には絶世の英主と仰ぎし天皇に別れ奉り、新帝輔佐の大任を果しうべき巨僚果して誰ぞやの懸念あり。外には足利一黨のますく跋扈せむの惧ありて、神皇正統の大義殆

ど地に墜ちたるかの觀ありし時にこの一篇を草せしものなり。吾人が多少の缺陷をとりて本書の批評をなすが如きは思へば僭越の事といはざるべからず。あゝ、若しこの時に於いて本書出でずんば、わが國體は果して如何なる事になりたりしぞや。

今本書が後世の思想界に影響せることの如何を見るに、その方面多端にして決して一二の問題に止まらざるが、その著しき點を少しくいはむか。先づかの限定百王説は本書によりて粉碎せられ、爾後またかゝる僻説を唱ふるものを見ず。その證はかの北山觀證寺の僧行譽の手に成れる壘囊鈔に百數といふ事の説明に本書を引きて論ぜるにて明かなり。又我國の外交史の最初のものたる善隣國寶記が、本書を祖述せるを見るは頗る興味深き事なりとす。こは後土御門天皇の文正元年に僧周鳳の編せしものなり。その序の中に曰はく、

或問、此記之首略述_二神代事_一何也。曰、此方學徒讀_二震且書_一者知_二其國山川人物_一、讀_二天竺書_一者亦然。吾國雖_レ有_二六國史等書_一而讀者鮮矣。故知_二本國事_一者幾希矣。捨_レ近取_レ遠無_レ乃_レ左乎。

今録_二兩國相通之事_一先當_レ令人知_二吾國之爲_二神國_一之由_一故述_二十一二耳_一。此皆神皇正統記中所_レ載也。其記過半倭字今改作_二漢字_一矣。

とあり。この言恰も現代人の弊を論ずるに似たれば、さる方にも讀者の一顧をわづらはすべき價值ありとす。この著者周鳳の地位は、當時の智識階級を殆ど獨占せる僧侶の首班に位せるもの

なれば、本書の思想が室町時代の思想界の主位にすゑられてありしを見るべきなり。而してこの思想が當時の外交文書を掌れる五山の僧徒の間に瀾漫し、かれらの間に純正なる國體思想を植ゑつけたるものと思はるるが、ここに外交の文書に於いてわが國體を堂々と宣言せるものを生じたり。豊臣秀吉が臥亞の總督に與へし書の冒頭に曰はく、

日本者神國也。神即天皇、天皇即神也、全無差。

と。これ明かに善隣國寶記に據るものにしてその基は神皇正統記にあること斷じて疑ふべからず。然らば豊臣氏の外交またこの記に負ふ所あるや明かなりといふべし。

かくの如くにして著者の國體論は漸くに世に認められて、進んで大日本史となり、明治の維新の原動力ともなりしなり。更に又著者の神道論も一條兼良等によりて繼承せられて、漸次に改善せられ、著者の道德論も亦林羅山、熊澤蕃山、雨森芳洲等によりて繼承せられ、漸次に改善せられて今日に至れり。されど、それらの事は今一々説く遑を有せず。

要するに、著者は偏狹なる國家主義者にあらずして包容的進歩的の理想家たること著しく、又永く後世を指導せる偉人なりといふべし。而して日本帝國の運命この一書にかゝり存したりしを見るべく、道德修養の資としても從來かつてなかりし偉大なる書にして今に至りてもなほその指南車たる價值を減ずるものにあらざるなり。

第二 建武中興の本旨

建武の中興の事實は小學生に至るまで知らざるものあらざらむが、その中興の意義又は精神に至りては知らざるものなしとせず。この精神意義を明かに知らむが爲にはこの改革を必要としたる所の前代よりの積弊を知らずばあらざるべからざるなり。今これを考ふるにその主要なるものみにても少からぬなり。

一、先づいふべきは攝政關白なり。攝政は今は天皇御幼沖又は御病氣などの事情にて久しきにわたり御親政の事を行ひ難き時におかるものなるが、古來皇后皇太子などの攝政せらるるを本義とす。されば臣下の攝政といふものは上代にはなかりしなり。これは皇室以外に假りにも大權の移ることを防がれたる事にして至當の事なり。然るに清和天皇が九歳にて御即位ありし時、外祖父藤原良房攝政となれり。これ臣下の攝政のはじめにして天皇の大權の臣下の手に委ねられたるはじめなり。良房は清和天皇御成人の後も攝政をやめず、次の陽成天皇の御時にも良房の子基經攝政となれり。その次の光孝天皇は御即位の時御年五十四歳にてあらせられしかば、攝政といふ名目を改めて關白とせられたり。

攝政は天皇の名に於いて大權を專行したるものなるが、天皇御成人の後にも之を行ふといふにては天皇は殆ど、有名無實とならせ給ふものにして、天皇親政の根本義にもとるものなり。關白は攝政よりは稍輕き點あれど、大政を總管して、天皇に奏上するにも、天皇の制下せらるるにも、必ずその意見をまたざるべからざるものなれば、實際に於いては攝政と大なる差なし。この二者は法規上の施行手續には多少の差異あれど、實質上、臣下が大權に干涉する點は殆ど同じ。かくて宇多天皇の御世に關白基經薨じたる後は之を止められ、次の醍醐天皇の御代には攝關はおかれざりき。その次の朱雀天皇の御世には又藤原忠平攝政となり、村上天皇の御代に及びしが、天皇即位後四年に忠平の薨じて後、この御代に再び攝關を置かれざりき。然るに、その後の冷泉天皇の御世よりは藤原氏必ず攝政か關白かに任ぜらるること政治の原則のやうになり、ただ一條天皇の御世に二十年間と堀河天皇の御世に五六年間攝政關白を置かれざりしを異例とするに至れり。後醍醐天皇の御世も、はじめは關白をおかれしが、建武の中興と共に之を廢せられて、芳野朝廷にはその終まで殆ど全くこれを置かれざりき。これは清和天皇以來四百七十餘年つづきたる積弊を矯められたるなり。

二、次は院政の問題なり。上述の如く攝政關白といふもの生じ、大權は臣下たる藤原氏の手に委ねられたる姿になりしが、後三條天皇はその藤原氏の專權を抑へられしにより皇室の御稜威稍回復の運に向ひしが、不幸にして御在位久しからざりき。次の白河天皇は藤原氏の權を十分に抑

へられ、これより後は攝政關白は名のみ姿となれり。かるが故に皇威は前よりも重くなりしが如くに見ゆれど、ここに又御讓位の後に院中にて政を親らせらるる事を生ぜり。これ即ち院政にしてここに天皇の大權が、臣下の手よりとりかへされて皇室にもどりたりといふ點は或る點より見れば、前よりもよくなれる如くに見ゆべきが、その院政といふものは御在位の天皇の上に政治上の實權を握るものを生じたる事にして、攝政關白によりて大權の犯されたりといふ事とは別の意味に於いて、而して一層甚しく天皇の御位を軽くしたるものなり。上にいふ如く藤原氏は專横にてありしかど、彼らは公式の手續の上にて天皇の御任命によりてはじめて攝政にも關白にもなりたりしものにて實質的に專横を極めたりといへども、法規の上にては天皇の大權を干犯するが如き事は行ひ得ざりしなり。然るに院政に在りては上皇法皇が、天皇の上に居て天下の政治を左右せられたるなり。これにては天皇以上の權力が名實共に存することにして、絶待尊嚴なる天皇の大權をけがすこと著しきものあるなり。

かやうに院政といふ事起りてより、天皇は御即位ありても院政の行はれてある間は御親政といふ事は行はれず、ただ天皇の位に備り居たまふに止まる例となれり。それ故に天皇が實地に政治を執らせ給ふことをば院より政務の御讓を受けたまふといふ事にてありき。本書後深草院の御事を敘して「伏見の御代にぞ暫く政を知らせ給ひしが御出家ありて政務をば、主上に譲り申させ給

ふ」とあるが如きにてその實際を見るべきなり。

かくの如くにして院政といふ事はじまりて、二百三十餘年間續きしが、後醍醐天皇の即位後三年、元亨二年に後宇多院が自ら院政を止めて、政務を後醍醐天皇に譲られてより天皇御一代の間はもとより芳野朝廷には院政は行はれざりき。この院政廢止も明かに皇政復古の一の姿なるが、これは建武中興よりも十二三年前に實現せしものなり。

三、次には幕府の存在と北條氏が皇位を左右せし事なり。

幕府は元來近衛の大將又は外征の將軍が軍務を執行する所の義なり。されど、ここにいふは鎌倉幕府の事なり。鎌倉の幕府も名義上よりいへば、源頼朝が右近衛大將又は征夷大將軍に任せられぬ以前には存すべきものにあらねど、その實際は頼朝が壽永三年に公文所を設ける時に生ぜり。これははじめ頼朝の私領の事務及び家人に關する事を掌りしものなるが、頼朝が日本一國の武人の管理者となりてはそれらに關する行政司法財務一切を掌るやうになれり。しかも實力の存する所には權威も生ずる所以にして幕府はいつの間にか實際上、日本國の政務の機關として一の行政司法の府たる姿を呈しぬ。かくて武人の身上のみならず、天下の政治を左右するやうになりては、たとひ、名義は幕府といへども、天皇の大權をば實質上干すことになれるものにして天皇親政の本義を害すること著しきものなり。

さて頼朝こそ平家を滅したりといふ大功もありつらめ、その子頼家實朝その後をつぎ、功もなぐ才もなくして天下の權に喙を容れ、剩さへ、源氏の家頼たる北條氏がその幕府の實權を握りて大權に干與することなどは不都合も甚しきものなり。されば、後鳥羽上皇、順德上皇が、實朝の歿後これを廢止して一統の御世に復せむと企てられたるは當然の事といふべし。

然るに承久の變にて世は逆になり、陪臣たる北條氏が上皇を遠島に流し奉り、天皇を廢立することとなり、これより後は北條氏の權力は益つものり、名義上の將軍は在りて無きに等しく、幕府の實權は全く北條氏の手に移り、その北條氏は實際上天下の大政を左右し、剩さへ、天皇の御位はすべて北條氏の差圖にて決定したり。世には兩統交立といふ事を定めたりとて北條氏を責むるが、それはもとより責むべきなれど、これよりも一層根本の問題として、承久の變以後常に皇位を左右したる不臣の罪をとふべきなり。この北條氏の不臣は時弊の最も著しきものなりき。

かくの如く北條氏が、天位を左右すといふ事は天皇の大權を干犯すること、攝關院政の上にあるものにして院政の如きも亦北條氏の左右する所なりき。後醍醐天皇御即位の後、間もなく院政を廢せられて親政となり、關白は名義上未だ存したれど、それも昔の威權は既に存せざりしなり。されば當面の最も重き問題は北條氏が天位を左右することを止むること及び、幕府を廢することでありしが、當時の情勢、この二は言論を以てしては行はるべき見込なく非常手段を用ゐて北條

氏を亡し、幕府を倒すより外に方法無かりしならむ。かくてかの北條氏討滅の御企あり、再度その企は挫折せしが、終に成功して建武の中興となりしなり。ここに於いて承久以來百十餘年間にわたり、皇位を左右したりし北條氏亡び、頼朝以來百五十年にわたりし幕府は廢せられたるなり。

四、以上の如く建武の中興といふものは天皇親政といふことの完全に實現したることをさすものにして、それには攝政關白の廢止、院政の廢止、幕府の廢止、天位を左右したる北條氏の廢除といふ種々の事實が一時に實現したるものにして、ただ北條氏滅亡、幕府廢止といふ外面の現象をさしたるものにあらず。如何にも當面の問題としては北條氏討滅といふことが最難關なりしが故に、世俗に、この事を以て建武の中興なりと誤認せるものも無理とはいふべからず。されど、そは皮相の見といふべきなり。

五、後醍醐天皇の中興の政として積弊を改められたることはなほ多し。その一は名分の亂れを正されしことなり。

つらく國史を顧みるに延喜天曆の頃までは種々の事件はありしなれど、大體に於いて皇威は衰へてはあらざりき。その後は俗にいふ藤原氏時代にして、攝政關白の殆ど常設となりし時なるが、この時代はわが國體の上より見れば厭ふべき衰世のはじめにて、その兆は既に天皇の御稱號の上にはあらはれてあり。それは如何なる理由によるか、今日よりは殆ど首肯しがたき事なれど、

天皇を何々天皇と諡し奉ることは村上天皇までにて終れる如き姿にてその次の天皇よりは天皇と申さずして、冷泉院、圓融院、花山院、一條院などと必ず「院」と申し奉る例となりしことなり。本書には之を慨きそのはじめをなしたる冷泉院の條にこれを痛論してあり。かくして冷泉院以後後醍醐天皇まで三十餘代のうち天皇と申し奉られたるは安徳天皇のみなることこれ亦本書に説く所なり。かくの如くにして皇威の軽くなりしことは名分の上に甚しきものありしことを知らざるべからず。現今の歴史に必ず某天皇と申し上げ奉ることは上の如き不都合の思想の改められたる後のことなり。

後醍醐天皇は上の如く天皇を院と申すことの不都合を止められしなり。それ故に本書には後醍醐天皇と標記し、なほその御諡が天皇生前の思召によることを特筆大書せるなり。これは一は醍醐天皇の御世の親政の聖代なりしことを慕ひ給ひたる點もあらむが、天皇の御號を復せられたる事をも考ふべきなり。この「院」といふ號をやめられたる事は冷泉院以來三百六七十年来の弊を改めて名分を正されしなり。これより後芳野朝廷にては必ず天皇と仰せられたり。北朝又その後のものに後醍醐院、後村上院などいふことあるは後醍醐天皇の英明を知らぬ愚人の語なり。かくして北朝はもとより積弊を因襲して院といひ、爾來五百年間、また後醍醐天皇の勅志行はれざりしが、天保十一年光格天皇に諡號を奉られてより明らかに再び天皇と申し奉ることとなれり。

六、後醍醐天皇の御復興の政は又貨幣制度の上にもあらはれたり。わが國にて貨幣を鑄られしは奈良朝よりの事なるが、村上天皇の御世に乾元大寶を鑄られてより後絶えたるなり。この天皇は建武元年三月廿八日に詔を下して乾坤通寶といふ文の貨幣を鑄しめられき。その錢の實物は世に傳へず、恐らくは實際に未だ着手せられざるうちに大亂となり、鑄造の實なかりしものならむか。されど、天徳以來三百七八十年、中絶せし政を復興せられたるものなり。

なほこの外に朝儀を復興せられたる事も、この書に見え、又天皇御自ら年中行事日中行事の著述あらせられたり。

七、最後に後醍醐天皇の復興せられたる最も重大なる一項を述べむ。そは文武を一にして兵權を皇室に收めむとせられたる事なり。これにつきては武門といふものの生じたる弊より説かざるべからず。

武門の生じたる弊は先づ大化の改新より顧みざるべからず。元來大化の改新以前は文武一途にして兵馬の大權は天皇の御手中にありき。時として皇后（皇后も古は必ず皇族より出で給へり。）皇太子等の代りて行はるることなきにしもあらざりしかど、決して臣下の手には委ねられざりき。然るに大化の改新以後天皇の大元帥にてあらせらるることの實漸く減じ、又その由の法文もなかりしが故に、軍事上の大權は甚しく輕んぜられたり。延喜式五十卷は朝廷の政事の事務章程なる

が、兵部省はその中の一卷に止まるを見ても軍事の輕んぜられし事は著しく見ゆべし。かくの如く國家の筋骨とたのむべき軍事の輕んぜられし事、これ武門武士といふものを民間に生ぜしめし根本の原因なり。

世には武門武士の發生の原因を莊園制度に求むるもの多し。莊園制度がこの武門武士の發生に著しき關係を有することはもとより否定せざれど、それが根本の原因とは思はれず。武士の多くはもと莊園の管理者若くはその警固といふ如き地位のものなりしならむ。それらに武力の生じたるは中央政治が武力を賤しめ輕んじたる結果なり。その理由は、朝廷にて如何に武力を賤しめ輕んじたりとも實地の問題に對しては、その最後の解決は武力に待たざるべからず。ここに於いて莊園の管理者はその莊園の最後の保證の爲に各自その部下に武力ある者を集むることを生ぜり。若し朝廷が武力を十分に備へ、系統的に全國にわたりて統制してありしならば、かくの如きもの生ずる必要なかりし筈なり。されば、武士といふ一種の業務をするもの生じたるは大化改新以後の偏文主義の政治の缺陷によるものなり。

さてかやうなる偏文主義の政治の缺陷を補ふ爲に民間に野生したるものが武士にして、これが實際上わが國家の筋骨となりしなり。さりながらそれらの武士が區々まちまちにては統制なきにより、自然にかれらの間に統制生じ、それが大同について二三の大系統をなすに至れるその大系

統を武門といふなり。而してそれら武門の大宗とする所は源平二氏にてありしことは本書にもその端の見ゆる所なり。さてかくの如く諸國の武士が源平兩家に屬したることの原因は何ぞといふに、それはこの二氏の人々が武勇に富みて武士共がその棟梁として戴くに足るといふ信頼の在りたるによることは疑ふべからざれど、ただ武勇に富みたるのみとは思はれず。武勇に富みたる人は俵藤太秀郷、藤原保昌など源平二氏以外にも、もとよりありしなり。然るに源平二氏のみが武士の棟梁と仰がれたるは、その家柄の上に重き關係ありしものと思はる。しかもこれは單に家柄のよきといふに止まらず、源平二氏は共に皇室の裔たる貴族たるを以てなりしならむ。かくてこの二氏に諸國の武士の歸屬したるは恐らくは武事は古來皇室の直轄たるべきものとして民心に牢として存せしに、當時の朝政はこれをすて、顧みざりしかば、武士共は古來の精神を失はざらむと期して、止むを得ず、皇室の末流にして武勇にも富み、家柄もよき源平二氏を首領と仰ぎたりしものならむ。而して世は藤原氏攝關の世なるによりて、皇室の末なる源平二氏は中央にては志を達しがたきにより地方の武士をその爪牙としたる點もあるべしと思ふ。要するに武門武士の生じたるにつきてもなほわが國民思想の或る者の反映ありと思はる。

さてかく源平二氏が武士の棟梁と仰がるるに及びては、國家に事あるときはこの二氏の力を用ゐざるべからざるに至る。この力を用ゐること履行はるるにつれてここに二氏の實力と世間の信

頼と相結びて更にそれが天下の政權に反映して、この二氏の勝敗が直ちに天下の治亂を左右することになり。これ即ち保元平治より源平の大亂に至るまでの事實なり。而して源平二氏、兩立して常に對抗したりしならば、世間はたえず、二氏の争亂に苦しみならむに、平氏亡びし爲源氏ひとり武士の棟梁となり、天下の武力、一に頼朝の手に歸したるなり。これ即ち頼朝をして幕府を開かしむるに至れる事情なり。而してその幕府が一旦確立して武士の統制者となりてよりは源氏亡び、北條氏が實權者となりてもその統制依然として存したるなるが、これはこの幕府の實質は實は頼朝にもあらず、源氏にもあらず、北條氏にもあらずして、實に武門武士といふ一大社會にして、その組織が、幕府といふ外形を有したりしものと見ざるべからず。

ここに於いて後醍醐天皇の幕府廢止はわが國の政治史上非常に重大なる意味を有するものなるを見る。この幕府が實質的に亡び去るには一方に於いて武門武士といふものの否定とならざるべからざるものなり。若し、然りとせば、これは延喜天曆の古に代るなどいふ淺薄なることにあらずして大化改新以前の文武一途の大方針に復歸するものなり。而してこの大方針は果して建武中興に於いて着々實行せられたり。即ち征夷大將軍は皇族の任となりて先には護良親王あり、次には成良親王あり。又義良親王、宗良親王、懷良親王いづれも一方の重鎮として派遣せられて軍事に執掌せられしなり。而してもとよりの公卿も武事に携り、もとの武士も公卿殿上人に伍せしめ

られしなり。かくて足利高氏を寵せられしにかゝはらず征夷大將軍の官職を斷じて授けられざりしもこの根本主義によるが爲なりとす。かくの如くにして大化改新以前の如く、兵權を皇室に收め、文武一途に出づといふ大規模の政治に復歸せしめむとせられたるなり。

八、以上述べ來りし如くにして建武の中興には種々の復古的計劃行はれたるが、なほその外に從前と著しく趣を異にしたるは地方の政治に頗る重きを置かれたることにして、この事は、大化改新以後殆ど例を見ざるることなり。而してその最も重きを置かれし地方は奥羽なり。即ち後醍醐天皇が京都に還幸あらせられてより四五ヶ月、元弘三年十月に參議右近中將源顯家を陸奥守として皇子義良親王を奉じて陸奥國に下され、奥羽兩國を管理せしめられたることなり。この時は上にいふ如く文武一途の政治なりしが故に顯家は未だ鎮守府將軍にあらざりしかど、勿論兵馬の權を委任せられたるものなること本書の記事にて明かなり。この時親王は僅かに六歳顯家は十六歳なりき。顯家の父たる親房は出家の身なれば、表面には立たざれど、親王を輔佐し奉り、顯家の後見として伴ひ下りし事は當時の文獻に證あり。而してこの時に親王の御一行の鎮せられし所は多賀國府にしてここに到着せられしは元弘三年十一月廿九日なり。

この時皇族御差遣の地方はこの一所に止まれり。之によりてこれを見れば、奥羽といふ地方に當時最も重きをおかれたる事を見るべきなり。何故にかやうなる事の行はれしかを考へみるに、

これは保曆間記にもいへる如く奥羽二國がその富強に於いて日本半國などいはれ、ことに東國武士の根據がこの二國に存したりしが故に、それら東國武士の根據を衝いて、朝廷にその實權を收めむとせられしものならむ。當時奥羽は或は夷の國などいはれてありしならむに、その實力を認め、ここを地方的に見て、日本國の富強の重點の存する所と認められ、ここに最愛の皇子を下されたる、その活眼には驚かざるを得ざる所なるが、これは恐らくは護良親王と北畠親房との獻策によるものならむか。

さてこの義良親王北畠顯家の陸奥下向は足利高氏にとりてはその根據を絶たるる一大脅威にてありしならむ。ここに足利氏の策動と見えて、元弘元年十二月に高氏の弟直義が成良親王を奉じて鎌倉に下り鎮する事となるを見る。されど、それは頗る振はざりしことは保曆間記に「古の關東面影も無りけり」といへるにて明かなり。これを見ても當時奥羽二國の向背が如何に天下の大勢に重きをなししかを見るべきなり。

建武中興のこの地方施設は果して、效果を示しぬ。奥羽軍の中央に活動せしは前後二回、足利高氏の反して京都に占居せしをば討ちて西國に走らしめしは奥羽軍の参加せしによる。第二回の奥羽軍の上洛は顯家の戦死によつて功を奏せざりき。義良親王は常に軍中にあり奥羽の地に下らること二回、第三回の下向は皇太子として下されしこと本書に傳ふる所なるが、この時は海上

颶風にあひて伊勢に吹き還され、後芳野に入りて天位につきたまひしなり。若し、この颶風なくして御下向ありしならば、この奥羽の地は或は一時帝都となりしにてもあらむか。建武の中興と奥羽との關係の如何に深きかをこれにて見るべきなり。

九、建武の中興はただ單に幕府を廢せるに止まらず、その精神その施設、實に遠大に、意義の甚深のものたりしなり。然るに當時の人民多くはこの精神を理解し得ざりしもの如く、加之、足利高氏の如き、大なる奸物が私慾に走りて、この大事業を妨げ奉りしことは甚だ遺憾なることといふべし。

建武の中興の大業は僅に三年許にして挫折したりしが、芳野朝廷は始終この精神を體して規模大ならずといへども、よく之を守りて失はれざりしことは誠に畏き極みといふべし。北朝にてはすべてこの精神によらず、萬事足利氏のなすがまなりしが故に、この御精神は全然顧みられざりき。されど、この精神はわが國體の本義に基づくものにして永世不朽のものなり。而して明治維新に於いてこれが、殆ど一ものこらず實現せられ、更に數歩を進められたることは今更説明するまでもあらざるべし。されば、明治維新の後、後醍醐天皇をはじめ、この中興の爲に身命を抛られたる皇族忠臣を祭られたる多くの官幣社を創建せられたるなり。建武の中興の精神を明かにせば、一面は國體の本義に通ずる所あるべく、一面は明治維新の原動力いづこに在るかを知るを

うべし。而してこれは實に本書神皇正統記の指導する所なり。

昭和九年十二月十日印
昭和九年十二月十五日發
昭和十三年十月二十日第六刷發行

岩波文庫
1062-1063



校訂者

山田孝雄

發行者

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
岩波茂雄

印刷者

東京市神田區錦町三丁目十一番地
白井赫太郎

神皇正統記 ★★
定價四十錢

精興社印刷

發行所

東京市神田區
一ツ橋二丁目三番地

岩波書店

電話一〇一八七
九段一〇二番
振替口座東京二六二四〇番

(榎木製本)

讀書子に寄す

——岩波文庫發刊に際して——

岩波茂雄

眞理は萬人によつて求められることを自ら欲し、藝術は萬人によつて愛されることを自ら望む。嘗ては民を愚味ならしめるために學藝が最も狭き堂宇に閉鎖されたことがあつた。今や知識と美とを特權階級の獨占より奪ひ返すことはつねに進取的なる民衆の切實なる要求である。岩波文庫は此要求に應じそれに勵まされて生まれた。それは生命ある不朽の書を少數者の書齋と研究室とより解放して街頭に隈なく立たしめ民衆に任せしめるであらう。近時大量生産豫約出版の流行を見る。その廣告宣傳の狂態は姑く措くも後代に貽すと誇稱する全集が其編輯に萬全の用意をなしたるか。千古の典籍の翻譯企圖に敬虔の態度を缺かざりしか。更に分賣を許さず讀者を繋縛して數十冊を強ふるが如き、果して其揚言する學藝解放の所以なや。吾人は天下の名士の聲に和して之を推擧するに躊躇するものである。この秋にあつて岩波書店は自己の責務の愈重大なるを思ひ、從來の方針の徹底を期するため既に十數年以前より志して來た計畫を慎重審議この際斷然實行することにした。吾人は範をかのレクラム文庫にとり、古今東西に互つて文藝哲學社會科學自然科學等種類の如何を問はず、苟も萬人の必讀すべき眞に古典的價値ある書を極めて簡易なる形式に於て逐次刊行し、あらゆる人間に須要なる生活向上の資料、生活批判の原理を提供せんと欲する。この文庫は豫約出版の方法を排したるが故に、讀者は自己の欲する時に自己の欲する書物を各個に自由に選擇することが出来る。携帶に便にして價格の低きを最主とするが故に、外觀を顧みざるも内容に至つては嚴選最も力を盡し從來の岩波出版物の特色を益發揮せしめようとする。この計畫たるや世間の一時の投機的なるものと異り、永遠の事業として吾人は微力を傾倒しあらゆる犠牲を忍んで今後永久に繼續發展せしめ、もつて文庫の使命を遺憾なく果さしめることを期する。藝術を愛し知識を求むる士の自ら進んで此舉に参加し、希望と忠言とを寄せられることは吾人の熱望するところである。その性質上經濟的には最も困難多き此事業に敢て當らんとする吾人の志を諒として其達成のため世の讀書子とのりるはしき共同を期待する。

昭和二年七月

岩波文庫最新刊書

既刊八八〇冊
目錄進呈

(昭和十三年九月現在)

「解説附目錄」及び「分類一覽表」があります。御申越次第早速お送り申し上げます。

明治天皇御集全	宮内省藏版	★	憂愁夫人	ズーデルマン作 相良守峯譯	★★★
昭憲皇太后御集全	宮内省藏版	★★	三銃士(二)	デュイマ作 生島遼一譯	★★
葡萄酒の葡萄酒作り	ジュウル・ルナル 岸田國士譯	★★	三奏本金葉和歌集	松田武夫校訂	★★
南總里見八犬傳(四)	曲亭馬琴作 小池藤五郎校訂	★★	三人吉三廓初買	默阿彌作 河竹繁俊校訂	★★
阿部一族	他二篇 森鷗外作	★	運命	幸田露伴著	★
文藝批評論	テイ・エス・エリオット 矢木貞幹譯	★	みみずのたはこと下	徳富健次郎著	★★★
哲學の根本問題	勝田守一 玉井茂譯	★★	ハイネ新詩集	番匠谷英一譯	★★★
リカア農業保護政策批判	大川一司譯	★	街の子	シュミットボン作 森鷗外譯	★
垂加翁神說	村岡典嗣校訂	★	平賀元義歌集	齋藤茂吉編註 杉鮫太郎	★★
垂加神道初重傳	夏目漱石著	★★	それから	夏目漱石著	★★
マクベス	シェイクスピア作 野上豊一郎譯	★★	暗夜行路	後篇 志賀直哉著	★★★

童話集幸福な王子	他四篇	ワイロド	作	★
車輪の下	ヘルマン・ヘッセ作 高橋健二譯	★	★	★
種の起原	附解説 中巻 チャールズ・ダーウキン 小泉丹譯並解説	★	★	★
女殺油地獄・出世景清	近松門左衛門作 藤村作校訂	★	★	★
山椒大夫・高瀬舟	他四篇 森鷗外作	★	★	★
小説不	如歸 徳富蘆花作	★	★	★
十二磅の目つき	他二篇 長澤英一譯	★	★	★
死せる魂	上巻 ゴッティエリ作 平井肇譯	★	★	★
頓悟要門	慧海禪師撰 宇井伯壽譯	★	★	★
門	夏目漱石著	★	★	★
與謝野晶子歌集	與謝野晶子自選	★	★	★
ミルトン樂園喪失	上巻 藤井武譯	★	★	★
セヴィラの理髮師	ボーマルシェ作 進藤誠一譯	★	★	★
實證的精神論	コント著 田邊壽利譯	★	★	★
其面影	二葉亭四迷作	★	★	★
醉茗詩抄	河井醉茗著	★	★	★
アタラ・ルネ	シャトーブリアン 島中敏郎譯	★	★	★
地獄の季節	ランボオ作 小林秀雄譯	★	★	★
習慣論	ラヴェツソン著 野田又夫譯	★	★	★
氣候と文明	ハンチントン著 間崎万里譯	★	★	★
珊瑚集	永井荷風譯著	★	★	★
ワーズワース詩集	田部重治選譯	★	★	★
女生徒	他八篇 フラビエ作 櫻田佐譯	★	★	★
三人の追憶	ゴリキイ著 湯淺芳子譯	★	★	★
幼學綱要	宮内省藏版	★	★	★
支那通史	上冊 那珂通世著 和田清譯	★	★	★

